

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2021-151110
(P2021-151110A)

(43) 公開日 令和3年9月27日(2021.9.27)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
H02G 3/16 (2006.01)	H02G 3/16	5G361
B60R 16/02 (2006.01)	B60R 16/02 610A	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2020-49435 (P2020-49435)
(22) 出願日 令和2年3月19日(2020.3.19)

(71) 出願人 000006895
矢崎総業株式会社
東京都港区三田1丁目4番28号
(74) 代理人 110002000
特許業務法人栄光特許事務所
(72) 発明者 小澤 圭介
静岡県牧之原市布引原206-1 矢崎部
品株式会社内
(72) 発明者 中山 拓哉
静岡県牧之原市布引原206-1 矢崎部
品株式会社内
(72) 発明者 八木 寿久
静岡県牧之原市布引原206-1 矢崎部
品株式会社内

最終頁に続く

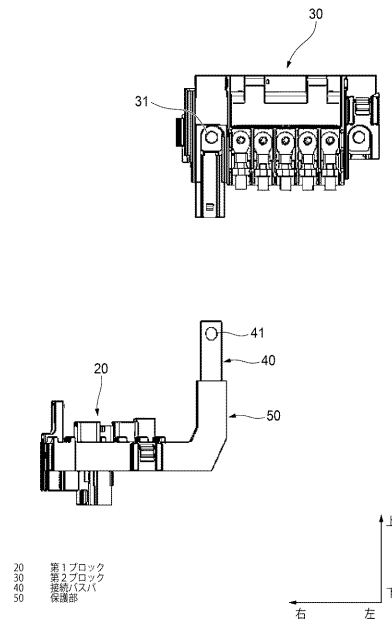
(54) 【発明の名称】 電気接続箱

(57) 【要約】

【課題】複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を向上可能な電気接続箱を提供すること。

【解決手段】電気接続箱1は、互いに別体であり且つ電子部品を搭載可能な第1、第2ブロック20、30と、第1、第2ブロック20、30を電氣的に接続する接続バスバ40と、第1、第2ブロック20、30及び接続バスバ40を内部に収容するケース2とを備える。第1、第2ブロック20、30は、所定方向にてオフセットするように互いに異なる位置に配置される。接続バスバ40は、第1、第2ブロック20、30間において保護部50に覆われる。接続バスバ40は、第1ブロック20に内蔵される第1バスバの一部として第1バスバから第2ブロック30に向けて延出し、第1ブロック20から延出する保護部50に覆われ、第2ブロック30に内蔵される第2バスバに電氣的に接続される。

【選択図】 図4



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

電子部品を搭載可能な第 1 ブロックと、前記第 1 ブロックとは別体であり且つ電子部品を搭載可能な第 2 ブロックと、前記第 1 ブロックと前記第 2 ブロックとを電氣的に接続する接続バスバと、前記第 1 ブロック、前記第 2 ブロック及び前記接続バスバを内部に収容するケースと、を備える電気接続箱であって、

前記第 1 ブロックと前記第 2 ブロックとは、所定方向においてオフセットするように互いに異なる位置に配置され、

前記接続バスバは、

前記第 1 ブロックと前記第 2 ブロックとの間において保護部に覆われる、

電気接続箱。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記第 1 ブロックに内蔵される第 1 バスバの一部として前記第 1 バスバから前記第 2 ブロックに向けて延出するとともに、前記第 1 ブロックから延出する前記保護部に覆われ、前記第 2 ブロックに内蔵される第 2 バスバに電氣的に接続される、

電気接続箱。

【請求項 3】

請求項 2 に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記ケースの内壁面に沿って延びるように配置され、前記第 2 バスバに対して締結部品を用いて締結されることによって前記第 2 バスバに電氣的に接続され、

前記ケースは、

前記接続バスバと前記第 2 バスバとの締結箇所に対応する位置に、当該ケースの内外に連通する開口部を有する、

電気接続箱。

20

【請求項 4】

請求項 2 に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記ケースの中央部に配置され、前記第 2 バスバに対して締結部品を用いて締結されることによって前記第 2 バスバに電氣的に接続される、

電気接続箱。

30

【請求項 5】

請求項 1 に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記第 1 ブロックに内蔵される第 1 バスバ及び前記第 2 ブロックに内蔵される第 2 バスバとは別体であり、前記第 1 ブロック及び前記第 2 ブロックとは別体の前記保護部に覆われ、前記第 1 ブロック及び前記第 2 ブロックに電氣的に接続される、

電気接続箱。

40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、電気接続箱に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来から、車両に搭載されるリレーボックス等のように、複数の電子部品を搭載するとともに電子部品への電力供給等のためのバスバを内蔵する電気接続箱が提案されている（例えば、特許文献 1 を参照）。

【先行技術文献】

50

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2017-022824号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

一般に、上述した電気接続箱は、車両のエンジンルーム等に設定される搭載用のスペース（即ち、他の部品と干渉しないように設計上定められたスペース）に収まる形状を有するように、設計される。そのため、搭載用のスペースの形状によっては、電気接続箱が複雑な立体形状を有することになる場合がある。この場合、電気接続箱の筐体構造や内蔵されるバスバの形状も複雑化することになる。このような複雑化は、例えば、電気接続箱の製造コストの増大や、電気接続箱の生産性の低減の原因となり得る。なお、車両に搭載される電気接続箱に限らず、電気接続箱の構造の複雑化は、一般に、同様の問題を生じ得る。

10

【0005】

本発明は、上述した事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を向上可能な電気接続箱、を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

前述した目的を発揮するために、本発明に係る電気接続箱は、下記〔1〕～〔5〕を特徴としている。

20

〔1〕

電子部品を搭載可能な第1ブロックと、前記第1ブロックとは別体であり且つ電子部品を搭載可能な第2ブロックと、前記第1ブロックと前記第2ブロックとを電氣的に接続する接続バスバと、前記第1ブロック、前記第2ブロック及び前記接続バスバを内部に収容するケースと、を備える電気接続箱であって、

前記第1ブロックと前記第2ブロックとは、所定方向においてオフセットするように互いに異なる位置に配置され、

前記接続バスバは、

前記第1ブロックと前記第2ブロックとの間において保護部に覆われる、

電気接続箱であること。

30

〔2〕

上記〔1〕に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記第1ブロックに内蔵される第1バスバの一部として前記第1バスバから前記第2ブロックに向けて延出するとともに、前記第1ブロックから延出する前記保護部に覆われ、前記第2ブロックに内蔵される第2バスバに電氣的に接続される、

電気接続箱であること。

〔3〕

上記〔2〕に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記ケースの内壁面に沿って延びるように配置され、前記第2バスバに対して締結部品を用いて締結されることによって前記第2バスバに電氣的に接続され、

前記ケースは、

前記接続バスバと前記第2バスバとの締結箇所に対応する位置に、当該ケースの内外に連通する開口部を有する、

電気接続箱であること。

40

〔4〕

上記〔2〕に記載の電気接続箱において、

前記接続バスバは、

前記ケースの中央部に配置され、前記第2バスバに対して締結部品を用いて締結される

50

ことによって前記第 2 バスバに電氣的に接続される、
電気接続箱であること。

[5]

上記 [1] に記載の電気接続箱において、
前記接続バスバは、

前記第 1 ブロックに内蔵される第 1 バスバ及び前記第 2 ブロックに内蔵される第 2 バスバとは別体であり、前記第 1 ブロック及び前記第 2 ブロックとは別体の前記保護部に覆われ、前記第 1 ブロック及び前記第 2 ブロックに電氣的に接続される、
電気接続箱であること。

【 0 0 0 7 】

上記 [1] の構成の電気接続箱によれば、電子部品（例えば、リレーやヒューズ等）を搭載可能な第 1 ブロック及び第 2 ブロックが、互いに独立した部材であり、電気接続箱のケース内において所定方向にオフセットするように配置される。第 1 ブロック及び第 2 ブロックは、保護部に覆われた接続バスバを介して接続される。このような分割構造により、電気接続箱の全体としての構造が複雑化しても、電気接続箱を構成する個々の部材（即ち、第 1 ブロック、第 2 ブロック、接続バスバ、及び、ケース）の構造が過度に複雑化することを抑制できる。したがって、本構成の電気接続箱は、複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を向上可能である。

【 0 0 0 8 】

上記 [2] の構成の電気接続箱によれば、接続バスバは、第 1 ブロックに内蔵される第 1 バスバの一部であり、第 1 ブロックから延出する保護部に覆われる。これにより、例えば、電気接続箱のケースに第 1 ブロックと第 2 ブロックとを順に収容した後、接続バスバを第 2 ブロックに内蔵される第 2 バスバに接続（例えば、ボルトを用いた締結）することで、第 1 ブロックと第 2 ブロックとを電氣的に接続できる。

【 0 0 0 9 】

上記 [3] の構成の電気接続箱によれば、接続バスバがケースの内壁面に沿って延び、接続バスバと第 2 バスバとの接続箇所に対応する位置にケースの内外に連通する開口部が設けられる。これにより、開口部を介して接続用の工具などをケース内に導入することができ、第 1 ブロックと第 2 ブロックとを接続する作業性を向上できる。

【 0 0 1 0 】

上記 [4] の構成の電気接続箱によれば、接続バスバがケースの中央部において第 1 ブロックと第 2 ブロックとを接続する。そのため、上述したような開口部を介することなく、第 1 ブロックと第 2 ブロックとの接続を行うことが可能である。開口部を用いる必要がないため、電気接続箱のケースの防水性を向上できる。

【 0 0 1 1 】

上記 [5] の構成の電気接続箱によれば、接続バスバ、第 1 ブロック及び第 2 ブロックの各々が互いに独立した部材であり、それらが組み付けられるとともにケースに収容される。このような分割構造により、電気接続箱を構成する個々の部材の構造が過度に複雑化することを、更に適正に抑制できる。したがって、本構成の電気接続箱は、複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を更に向上可能である。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 2 】

このように、本発明によれば、複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を更に向上可能な電気接続箱を提供できる。

【 0 0 1 3 】

以上、本発明について簡潔に説明した。更に、以下に説明される発明を実施するための形態を添付の図面を参照して通読することにより、本発明の詳細は更に明確化されるであろう。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 4 】

10

20

30

40

50

【図 1】図 1 は、本発明の実施形態に係る電気接続箱の斜視図である。

【図 2】図 2 は、第 1、第 2 アッパカバーのみを分解した電気接続箱を示す斜視図である。

【図 3】図 3 (a) は、図 1 に示す電気接続箱の側面図であり、図 3 (b) は、図 1 に示す電気接続箱のケースに收容される第 1 ブロック、第 2 ブロック及び接続バスバを示す側面図であって、第 1 ブロック及び第 2 ブロックが接続バスバによって連結された状態を示す。

【図 4】図 4 は、図 3 (b) に示す第 1 ブロック、第 2 ブロック及び接続バスバを示す側面図であって、第 1 ブロック及び第 2 ブロックが接続バスバによって連結されていない状態を示す。

【図 5】図 5 は、変形例に係る第 1 ブロック、第 2 ブロック及び接続バスバを示す側面図であって、第 1 ブロック及び第 2 ブロックが接続バスバによって連結されていない状態を示す。

【図 6】図 6 は、他の変形例に係る第 1 ブロック、第 2 ブロック及び接続バスバを示す斜視図であって、図 6 (a) は、第 1 ブロック及び第 2 ブロックが接続バスバによって連結された状態を示し、図 6 (b) は、第 1 ブロック及び第 2 ブロックが接続バスバによって連結されていない状態を示す。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 5 】

< 実施形態 >

以下、図面を参照しながら、図 1 ~ 図 4 に示す本発明の実施形態に係る電気接続箱 1 について説明する。電気接続箱 1 は、典型的には、車両に搭載され、リレーやヒューズ等の電子部品を收容するリレーボックスである。

【 0 0 1 6 】

図 1 及び図 2 に示すように、電気接続箱 1 は、ケース 2 と、ケース 2 の第 1 ボックス部 1 1 の上端開口を塞ぐように第 1 ボックス部 1 1 の上端周縁に組み付けられる第 1 アッパカバー 3 と、ケース 2 の第 2 ボックス部 1 2 の上端開口を塞ぐように第 2 ボックス部 1 2 の上端周縁に組み付けられる第 2 アッパカバー 4 と、を含んで構成される。電気接続箱 1 を構成する上記 3 つの部品は全て、樹脂成形体である。

【 0 0 1 7 】

以下、説明の便宜上、図 1 ~ 図 6 に示すように、「前後方向」、「左右方向」、「上下方向」、「前」、「後」、「左」、「右」、「上」及び「下」を定義する。「前後方向」、「左右方向」及び「上下方向」は、互いに直交している。電気接続箱 1 の車両搭載時において、「上下方向」は、車両の上下方向に対応している。

【 0 0 1 8 】

図 2 に示すように、ケース 2 は、第 1 ボックス部 1 1 及び第 2 ボックス部 1 2 を一体に備えた形状を有しており、第 2 ボックス部 1 2 は、第 1 ボックス部 1 1 に対して、左側且つ上側にオフセットするように配置されている。ケース 2 は、車両に設定される電気接続箱 1 の搭載用のスペースに収まるように、このような複雑な立体形状を有している。

【 0 0 1 9 】

第 1 ボックス部 1 1 の内部には、リレーやヒューズ等の複数の電子部品を搭載した樹脂製の筐体を有する第 1 ブロック 2 0 が收容されている。第 2 ボックス部 1 2 の内部には、リレーやヒューズ等の複数の電子部品を搭載した樹脂製の筐体を有する第 2 ブロック 3 0 が收容されている。第 1 ブロック 2 0 と第 2 ブロック 3 0 とは別体である。第 2 ボックス部 1 2 に收容されている第 2 ブロック 3 0 は、第 1 ボックス部 1 1 に收容されている第 1 ブロック 2 0 に対して、左側且つ上側にオフセットするように配置されている。

【 0 0 2 0 】

第 1 ブロック 2 0 には、第 1 ブロック 2 0 に搭載されている複数の電子部品に電氣的に接続された第 1 バスバ (金属板、図示省略) が内蔵されている。図 3 (b) 及び図 4 に示すように、第 1 ブロック 2 0 には、第 1 バスバの一部である接続バスバ 4 0 (図 4 参照)

が、第1ブロック20の後側且つ左側の角部から第2ブロック30に向けて上方に延出している。接続バスバ40は、第1ブロック20と第2ブロック30とを電氣的に接続する機能を果たす部材であり、本例では、板厚方向が前後方向を向いた帯状の金属板である。

【0021】

図3(b)に示すように、接続バスバ40の下側領域は、第1ブロック20の筐体から延出する樹脂製の保護部50によって覆われ、接続バスバ40の上側領域は露出している。接続バスバ40の上端部には、図4に示すように、締結部41が形成されている。締結部41は、本例では、ボルト孔である。

【0022】

第2ブロック30には、第2ブロック30に搭載されている複数の電子部品に電氣的に接続された第2バスバ(金属板、図示省略)が内蔵されている。図4に示すように、第2ブロック30では、第2バスバの締結部31が露出している。締結部31は、本例では、回転不能に固定された金属製のナットである。

10

【0023】

接続バスバ40の締結部41と、第2バスバの締結部31とは、締結部41(ボルト孔)に挿通されたボルト(図示省略)を締結部31(ナット)に締め付けることで、締結されている。これにより、第1ブロック20に内蔵されている第1バスバと、第2ブロック30に内蔵されている第2バスバとが、接続バスバ40によって電氣的に接続されている。

【0024】

図3(a)及び図3(b)から理解できるように、接続バスバ40は、ケース2の第2ボックス部12の後側の側壁13(図3(a)参照)の内壁面の近傍を、当該内壁面に沿って延びるように配置されている。側壁13における、接続バスバ40の締結部41と第2バスバの締結部31との「締結箇所」に対応する位置には、側壁13の内外に連通する開口部14が形成されている。このため、ボルト締め付け用の工具などを、ケース2の外部から開口部14を介して、ケース2内に位置する前記「締結箇所」に導くことができるようになっている。なお、ケース2の内部への水の侵入を防止するため、開口部14は、図示しないカバーによって覆われていることが好適である。

20

【0025】

電気接続箱1の組み付けは、以下の手順によって行われる。まず、(第1バスバが内蔵された)第1ブロック20の筐体、及び、(第2バスバが内蔵された)第2ブロック30の筐体に、対応する複数の電子部品をそれぞれ搭載する。次いで、第1ブロック20及び第2ブロック30を、第1ボックス部11及び第2ボックス部12にそれぞれ収容する。これにより、接続バスバ40の締結部41及び第2バスバの締結部31が前後方向に重なる状態となる。

30

【0026】

次いで、ボルト締め付け用の工具(図示省略)を、ケース2の外部から開口部14を介して、ケース2内に導き、接続バスバ40の締結部41(ボルト孔)に挿通されたボルト(図示省略)を第2バスバの締結部31(ナット)に締め付けることで、接続バスバ40と第2バスバとが締結される。そして、開口部14を、図示しないカバーによって覆う。

40

【0027】

<作用・効果>

以上より、本実施形態に係る電気接続箱1によれば、電子部品(例えば、リレーやヒューズ等)を搭載可能な第1ブロック20及び第2ブロック30が、互いに独立した部材であり、電気接続箱1のケース2内において所定方向(前後方向及び左右方向)にオフセットするように配置される。第1ブロック20及び第2ブロック30は、保護部50に覆われた接続バスバ40を介して接続される。このような分割構造により、電気接続箱1の全体としての構造が複雑化しても、電気接続箱1を構成する個々の部材(即ち、第1ブロック20、第2ブロック30、接続バスバ40、及び、ケース2)の構造が過度に複雑化す

50

ることを抑制できる。したがって、本実施形態に係る電気接続箱 1 は、複雑な立体形状を有する場合であっても生産性を向上可能である。

【0028】

更に、本実施形態に係る電気接続箱 1 によれば、接続バスバ 40 は、第 1 ブロック 20 に内蔵される第 1 バスバの一部であり、第 1 ブロック 20 の筐体から延出する保護部 50 に覆われる。これにより、例えば、電気接続箱 1 のケース 2 に第 1 ブロック 20 と第 2 ブロック 30 とを順に収容した後、接続バスバ 40 を第 2 ブロック 30 に内蔵される第 2 バスバに接続（例えば、ボルトを用いた締結）することで、第 1 ブロック 20 と第 2 ブロック 30 とを電氣的に接続できる。

【0029】

更に、本実施形態に係る電気接続箱 1 によれば、接続バスバ 40 がケース 2 の内壁面に沿って延び、接続バスバ 40 と第 2 バスバとの接続箇所に対応する位置にケース 2 の内外に連通する開口部 14 が設けられる。これにより、開口部 14 を介して接続用の工具などをケース 2 内に導入することができ、第 1 ブロック 20 と第 2 ブロック 30 とを接続する作業性を向上できる。

【0030】

<他の形態>

なお、本発明は上記各実施形態に限定されることはなく、本発明の範囲内において種々の変形例を採用することができる。例えば、本発明は、上述した実施形態に限定されるものではなく、適宜、変形、改良、等が可能である。その他、上述した実施形態における各構成要素の材質、形状、寸法、数、配置箇所、等は本発明を発揮できるものであれば任意であり、限定されない。

【0031】

上記実施形態では、接続バスバ 40 は、第 1 ブロック 20 に内蔵される第 1 バスバの一部であり、第 1 ブロック 20 の筐体から延出する保護部 50 に覆われている（図 3（b）及び図 4 参照）。これに対し、図 5 に示すように、接続バスバ 40 が、第 1 ブロック 20 に内蔵される第 1 バスバ及び第 2 ブロック 30 に内蔵される第 2 バスバとは別体であり、第 1 ブロック 20 及び第 2 ブロック 30 とは別体の樹脂製の保護部 50 に覆われていてもよい。

【0032】

図 5 に示す例では、接続バスバ 40 における第 1 ブロック 20 側の露出した端部に形成された締結部 42（貫通孔）と、第 1 ブロック 20 に内蔵された第 1 バスバの露出した締結部 21（ナット）と、がボルト（図示省略）によって締結され、接続バスバ 40 における第 2 ブロック 30 側の露出した端部に形成された締結部 41（貫通孔）と、第 2 ブロック 30 に内蔵された第 2 バスバの露出した締結部 31（ナット）と、がボルト（図示省略）によって締結される。これにより、第 1 ブロック 20 及び第 2 ブロック 30 が接続バスバ 40 によって電氣的に接続される。

【0033】

このような接続バスバ 40 による第 1 ブロック 20 及び第 2 ブロック 30 の電氣的接続は、締結部 21 及び締結部 42 を締結して第 1 ブロック 20 に接続バスバ 40 を連結し、次いで、接続バスバ 40 が連結された第 1 ブロック 20 及び第 2 ブロック 30 を、第 1 ボックス部 11 及び第 2 ボックス部 12 にそれぞれ収容し、次いで、締結部 31 及び締結部 41 を締結することで、達成される。

【0034】

更に、上記実施形態では、接続バスバ 40 は、ケース 2 の側壁 13 の内壁面の近傍を当該内壁面に沿って延びるように配置されている。これに対し、図 6 に示すように、接続バスバ 40 は、ケース 2 の内壁面から離れたケース 2 の中央部に配置されていてもよい。

【0035】

図 6 に示す例では、接続バスバ 40 は、上記実施形態と同様、第 1 ブロック 20 に内蔵される第 1 バスバの一部であり、第 1 ブロック 20 の筐体から延出する保護部 50 に覆わ

10

20

30

40

50

れている。ただし、接続バスバ40は、帯状の金属板ではなく、断面円形の金属棒である。

【0036】

図6に示す例では、接続バスバ40の第2ブロック30側の端部(上端部)に形成された締結部41が、第2ブロック30に内蔵されている第2バスバの締結部(図示省略)に対して、締結部品を用いて締結されている。第2ブロック30の筐体の上面には、この締結箇所に通じる開口部32(図6(b)参照)が形成されている。この締結作業は、締結用の工具(図示省略)を開口部32を介して締結箇所に通ずることで行われ得る。

【0037】

更に、上記実施形態では、電気接続箱1が、複数の電子部品を収容するリレーボックスであるが、電気接続箱1が、リレーボックス以外の機能を有する構造体であってもよい。

10

【0038】

ここで、上述した本発明に係る電気接続箱1の実施形態の特徴をそれぞれ以下[1]~[5]に簡潔に纏めて列記する。

[1]

電子部品を搭載可能な第1ブロック(20)と、前記第1ブロック(20)とは別体であり且つ電子部品を搭載可能な第2ブロック(30)と、前記第1ブロック(20)と前記第2ブロック(30)とを電氣的に接続する接続バスバ(40)と、前記第1ブロック(20)、前記第2ブロック(30)及び前記接続バスバ(40)を内部に収容するケース(2)と、を備える電気接続箱(1)であって、

20

前記第1ブロック(20)と前記第2ブロック(30)とは、所定方向においてオフセットするように互いに異なる位置に配置され、

前記接続バスバ(40)は、

前記第1ブロック(20)と前記第2ブロック(30)との間において保護部(50)に覆われる、
電気接続箱(1)。

[2]

上記[1]に記載の電気接続箱(1)において、

前記接続バスバ(40)は、

前記第1ブロック(20)に内蔵される第1バスバの一部として前記第1バスバから前記第2ブロック(30)に向けて延出するとともに、前記第1ブロック(20)から延出する前記保護部(50)に覆われ、前記第2ブロック(30)に内蔵される第2バスバに電氣的に接続される、

30

電気接続箱(1)。

[3]

上記[2]に記載の電気接続箱(1)において、

前記接続バスバ(40)は、

前記ケース(2)の内壁面に沿って延びるように配置され、前記第2バスバに対して締結部品を用いて締結されることによって前記第2バスバに電氣的に接続され、

40

前記ケース(2)は、

前記接続バスバ(40)と前記第2バスバとの締結箇所に対応する位置に、当該ケース(2)の内外に連通する開口部(14)を有する、

電気接続箱(1)。

[4]

上記[2]に記載の電気接続箱(1)において、

前記接続バスバ(40)は、

前記ケース(2)の中央部に配置され、前記第2バスバに対して締結部品を用いて締結されることによって前記第2バスバに電氣的に接続される、

電気接続箱(1)。

[5]

50

上記 [1] に記載の電気接続箱 (1) において、
前記接続バスバ (4 0) は、

前記第 1 ブロック (2 0) に内蔵される第 1 バスバ及び前記第 2 ブロック (3 0) に内蔵される第 2 バスバとは別体であり、前記第 1 ブロック (2 0) 及び前記第 2 ブロック (3 0) とは別体の前記保護部 (5 0) に覆われ、前記第 1 ブロック (2 0) 及び前記第 2 ブロック (3 0) に電氣的に接続される、

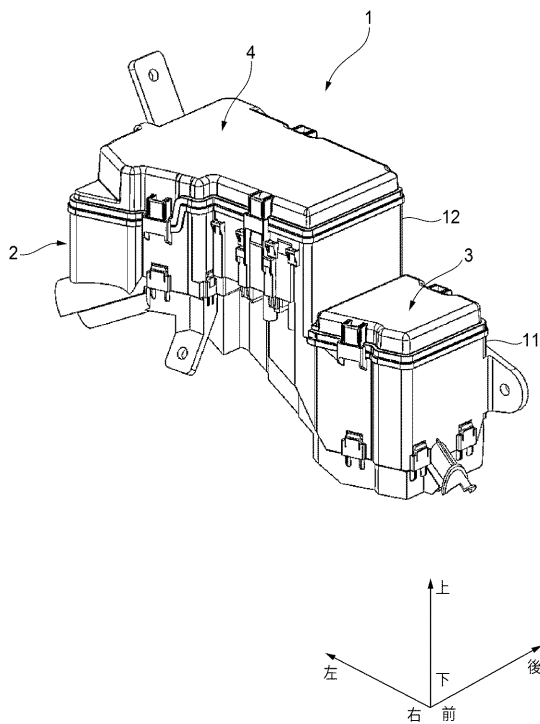
電気接続箱 (1) 。

【符号の説明】

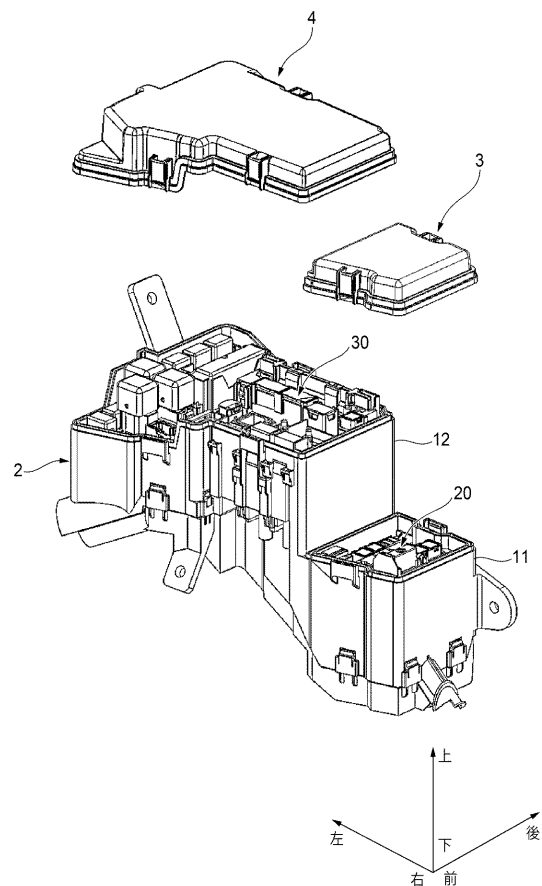
【 0 0 3 9 】

- 1 電気接続箱
- 2 ケース
- 1 4 開口部
- 2 0 第 1 ブロック
- 3 0 第 2 ブロック
- 4 0 接続バスバ
- 5 0 保護部

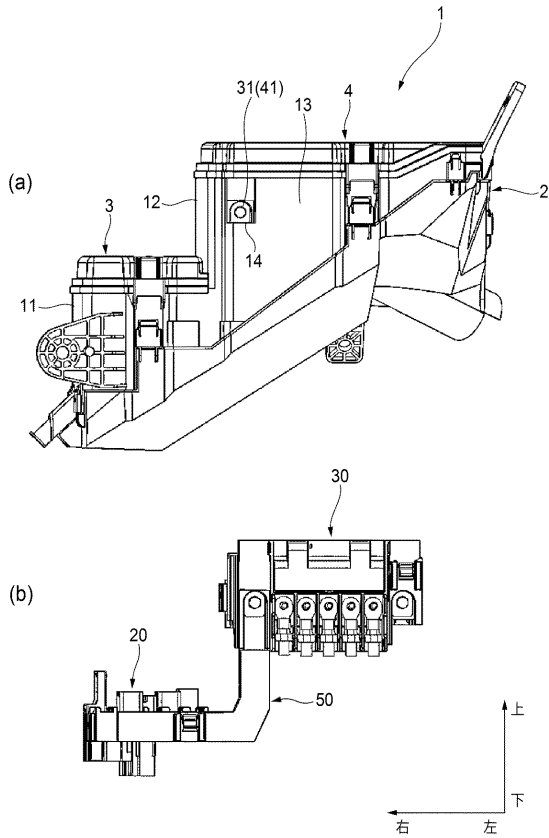
【 図 1 】



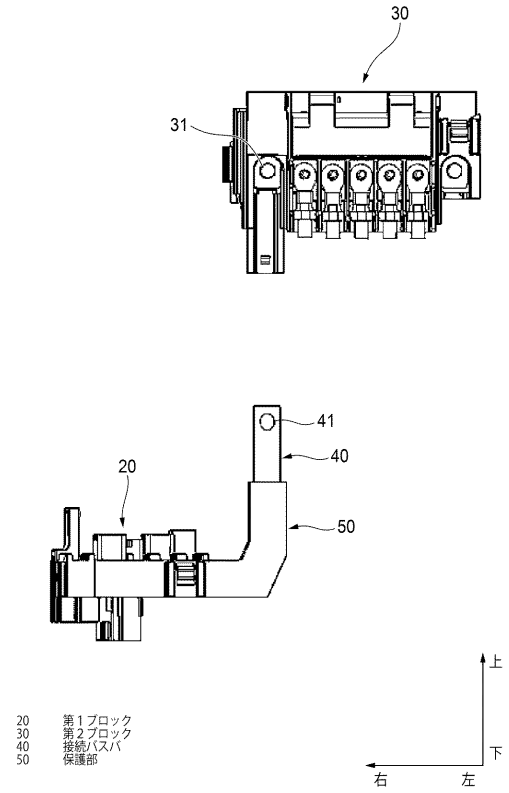
【 図 2 】



【図3】

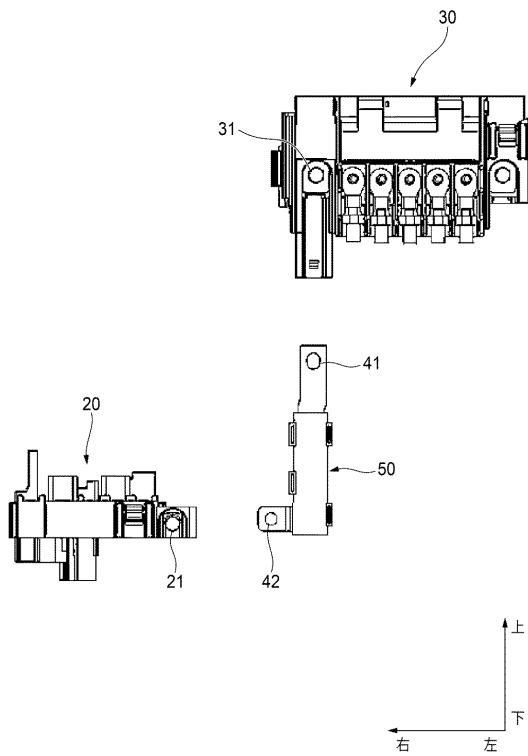


【図4】

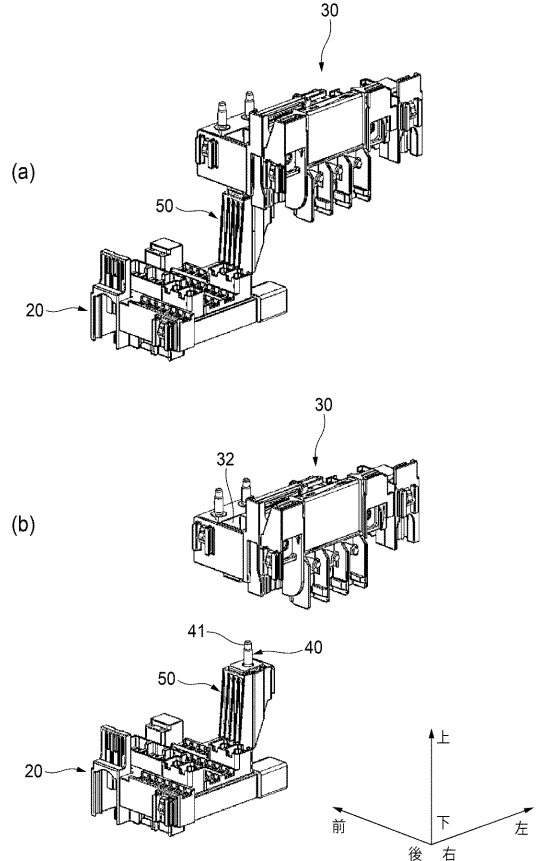


20 第1ブロック
 30 第2ブロック
 40 接続バスバ
 50 保護部

【図5】



【図6】



フロントページの続き

(72)発明者 池田 達彦

静岡県牧之原市布引原 2 0 6 - 1 矢崎部品株式会社内

Fターム(参考) 5G361 BA02 BB01 BC01 BC02